

令 和 2 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 錄

第 2 回定例会 3月3日 開 会  
3月17日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

令和 2 年 3 月 5 日 (木曜日)

第 2 回南三陸町議会定例会会議録

(第 3 日目)

令和2年第2回南三陸町議会定例会会議録第3号

---

令和2年3月5日（木曜日）

---

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

---

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	最知明広君

会計管理者	三浦	清隆君
総務課長	高橋	一清君
企画課長	及川	明君
企画課震災復興企画調整監	桑原	俊介君
管財課長	三浦	勝美君
町民税務課長	阿部	明広君
保健福祉課長	菅原	義明君
環境対策課長	佐藤	孝志君
農林水産課長	千葉	啓君
商工観光課長	佐藤	宏明君
建設課長	三浦	孝君
建設課技術参事 (漁港担当)	田中	剛君
復興推進課長	男澤	知樹君
上下水道事業所長	佐藤	正文君
歌津総合支所長	佐久間	三津也君
南三陸病院事務部事務長	佐藤	和則君
総務課課長補佐 兼総務法令係長	岩淵	武久君

#### 教育委員会部局

教育長	齊藤	明君
教育総務課長	阿部	俊光君
生涯学習課長	大森	隆市君

#### 監査委員部局

代表監査委員	芳賀	長恒君
事務局長	三浦	浩君

#### 選挙管理委員会部局

書記長	高橋	一清君
-----	----	-----

#### 農業委員会部局

事務局長	千葉	啓君
------	----	----

事務局職員出席者

事務局長

三浦 浩

主幹兼総務係長  
兼議事調査係長

小野 寛和

---

議事日程 第3号

- 令和2年3月5日（木曜日） 午前10時00分 開議
- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第28号 令和元年度南三陸町一般会計補正予算（第5号）
- 第 3 議案第29号 令和元年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 4 議案第30号 令和元年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第31号 令和元年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 6 議案第32号 令和元年度南三陸町市場事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第33号 令和元年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第34号 令和元年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第35号 令和元年度南三陸町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第10 議案第36号 令和2年度南三陸町一般会計予算
- 第11 議案第37号 令和2年度南三陸町国民健康保険特別会計予算
- 第12 議案第38号 令和2年度南三陸町後期高齢者医療特別会計予算
- 第13 議案第39号 令和2年度南三陸町介護保険特別会計予算
- 第14 議案第40号 令和2年度南三陸町市場事業特別会計予算
- 第15 議案第41号 令和2年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計予算
- 第16 議案第42号 令和2年度南三陸町公共下水道事業特別会計予算
- 第17 議案第43号 令和2年度南三陸町水道事業会計予算
- 第18 議案第44号 令和2年度南三陸町病院事業会計予算
- 第19 議案第45号 令和2年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計予算
- 

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。ご苦労さまです。

本日、3日目の定例会であります。本日もよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において6番佐藤正明君、7番及川幸子君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程第2 議案第28号 令和元年度南三陸町一般会計補正予算（第5号）

○議長（三浦清人君） 日程第2、議案第28号令和元年度南三陸町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議案第28号令和元年度南三陸町一般会計補正予算は質疑が途中でありますので、昨日に引き続き質疑を行います。質疑は、歳入歳出一括で行います。ページ数をお示しの上、行ってください。

それでは、質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） おはようございます。1件だけ質問させてください。

29ページ18款繰入金11目財政調整基金についてです。補正前まで1億3,500万円という財調の資金がありましたが、今回町債にて4億1,000万円を繰り入れて、そして補正後には5億4,500万円になります。こういった状況の中で、今回町債を起こしてまでこの財調に繰り入れる必要があったのか、その辺お聞きします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） おはようございます。

まずもって町債、お金を借り入れるという行為でございますが、その前に財政調整の目的で積み立てる基金という部分につきましては、大きくは年度末令和元年度の会計の最終的な締めの時期にきまして一定程度、これは基金からの繰入分の予算になりますので、基金を崩し

て年度末の決算ができるような状態にしていくためには、4億円今回財源を別に調達する必要があるということでの財調からの繰り入れになります。

公債費、起債を起こすという部分は、それぞれの事業に必要な財源として借り入れを起こすわけですけれども、これも一定程度後で交付税措置のある有利な起債を活用することによって、町の財政負担を軽くしようとするものでございますので、それに必要があるということでございます。

○議長（三浦清人君） 会計管理者、補足。

○会計管理者（三浦清隆君） 予算上見ますと、収支のバランスがとれているにもかかわらず何で財調から繰り入れるのという、恐らく疑問を抱かれたと思うんですけれども、きのう総務課長ご説明申し上げまして、実際年度間の予算執行に当たってはこの予算書は予算書としてあるんですが、実際の予算現額については予算の流用を行ってかなりばらつきが実際はあります。

課長の説明では、予備費についても台風19号の財源としても使っています、実際のところ。だから予算上は余裕があるんですけども、実際はもう余裕がない状況で令和元年度の予算が動いていることになりますので、通常であれば財調で繰り入れた分と予備費については歳計剰余金、余剰金として残っていくべきところなんですけれども、今年度は前段申し上げた災害復旧等の対応があって予算的にはかなり窮屈な状況下にありますので、赤字決算を防止する意味で財政調整基金から繰り入れて少し会計の幅、余裕を持たせているという状況下にありますので、その点で財調の繰り入れを行ったということでご理解いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 町は、今黒字財政のもとでここ数年運営してきました。そういった中で、町債を起こさなくてはいけないのかというような、ちょっと私疑問を持ちましたので、今回質問させてもらいました。台風19号の被害の単独での復旧工事、その辺でも予備費から出されているというような話ですし、私は財調はあくまでも町で急な資金が必要になった場合にやっぱり町民のために使う、そして行政運営のために使うのが財調のあり方だと私は思っていますので、町債を起こして4億1,000万円積んだことに関してはもう財源がないので、その辺はしようがないのかなと思いますが、ただ今後今現在コロナ問題が発生していまして、病院にマスクがないとかあとデマのトイレットペーパーがないとか、やっぱり病院、あと福祉施設、あとは町内の高齢者、その辺の人たちが消毒液とかそういう備品がないことで困っ

ていると思うんですよ。これも、財調のほうから少しでも回して町のほうで準備して、必要な場所に回すというような形でこの財調の利用は使えるんでしょうか、その辺お聞きします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 緊急時に備えて財政調整基金をもって対応するということは、当然ながらできることです。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） できるということで、そういった情報が今町のほうに来ていて、何とかマスクの予備がないので欲しいとか、そういった動きもあつたらば教えてください。財政調整基金に関しては、昨今近隣の自治体でもって財調の資金がないということで、財政破綻宣言のようなことも言われています。ただ、現実としてカモフラージュをするんじやなくて、黒字だったら黒字バランスの中で何とか財調に組み入れていざというときの体制づくり、できるだけ私は町債・起債・借金は必要ないと思うんです。国のほうでも、1,100兆円の今借金があるということなんですが、財源が足りないとどうしても借金から捻出するというような悪しき慣習が今は続いているような状況の中で、我が町にとってはやっぱりそういうことがあっては私はいけないと思います。

そして、健全財政を目指す意味でも黒字の町財政だったらば、そっちのほうから何とか回して組み入れておくような体制、確かに財政的に厳しいのはわかるんですけども、起債を起こしてまで必要かということに私は疑問を持ちますが、先ほど2人の説明ではわかるんですが、起債を起こさない、町債を起こさないで財調に回すような、今現在の資金の余裕というのは町にあるんでしょうか。最後に、これだけお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 济みません。千葉議員さんのご質問、いろいろミックスされて住民の方に誤解を招くといけませんので、まずは財政調整基金がいわゆる緊急的な事態、財政的に必要が出たときの対応として活用されるものですという意味での性質を申し上げたものでありますて、即マスクの議論とは一緒ではありませんので、そこはまた別に今現状がどうかという部分については、保健福祉課長に少しお話ししていただこうかと思いますので。

それと、起債の利用という部分については、今整理をしたものが向こう将来的に活用されることによって、後世の方々にも均等に負担をしていただくことが望ましいだろうということが1つ。それから、そういった起債をすることによって国の交付税での後ほど補填があるという場合には、町の財政として有利になりますので、そういった有利性も考えながら起債は

有効な活用方法を考えて運用しているところであります。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 今マスクのお話が出ましたので、申し上げさせていただければ、マスクにつきましては実を言えば我々も買えないという状況がございます。大分不足だという話を受けまして、我々のほうについても業者にそれぞれ「何とかなりませんか」ということでお話を申し上げた経緯はあるんですけれども、とにかく流れてこないというふうな中で、昨今聞きますと薬店とか薬局さんのほうに朝並ばれている町民の方もいらっしゃるというふうなことを伺っております。そういう方々を差し置いて、我々がつかむというわけにもまいりませんので、今一生懸命問屋さんのほうには「入れば、うちにも回していただきたい」ということはお願いはしているというふうな状況でございます。

○議長（三浦清人君） 総務課長、財政に余裕があるのかという質問の答え。

○総務課長（高橋一清君） ご質問の中に、財政に余裕があるのかと。余裕の捉え方でございますけれども、今逼迫して緊急性のあるような財政事情には全くないと。ただ、新しい施設が次々できてまいりますので、今後の財政運営には引き締めた気持ちで取り組んでいかなければならぬというふうな状況でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） おはようございます。

前者も話しておりましたこの財調の使い道なんですけれども、この財調は財政が苦しくなったとき使う、例えば施設つくるのに財源がないから使う、そういう認識で私はおります。今総務課長のお話だと、緊迫してはいないというお話を受けました。そしてまた、今まで補正でこういうふうな使われ方をしていますけれども、手法としてこれはいかがなものかと思われます。緊迫したときのために財調に積み立てしております、基金として。それを使うという、この補正に毎年財政が緊迫していないにもかかわらず、不測の事態でこういう財調を取り崩して使うということはいかがなものかということです、手法として。

それが1点と、まだまだあるんですけれども、先に68ページの予備費、補正額2億7,100万円予備費使ってますけれども、この予備費の行き先ですね。議長に申し上げますけれども、紙ベースでこれを出してもらいたい。この予備費、どこにどのぐらいの振り分けしているのか、予備費の使い方。それを提出してもらいたいです。それこそ台風なんかの場合、お金が本当に足りないんであれば財調基金を取り崩すという手もあるかと思われるんですね。そのほかにもあると思うんです。だから、台風だけでない予備費の使われ方をしていると思われ

ますから、どこに使われているのかということを提出してもらいたいと思います。

それから17ページですね、歳入のほうで個人課税分の町民税2,200万円、それから法人でこれ偶然にも同額なんですよね、2,200万円。偶然だと思われますけれども、これ減額しております。計画どおりに入らなかつたからおろしたと思うんですけれども、この要因は何だったのか、その辺お伺いいたします。

それから30ページ、雑入の中でプレミアム付商品券売上金、これが2,300万円おろしております。これも、買う人がなかつたのか。この要因は何だったのか、お伺いいたします。

それから47ページ、3目の農業振興費の中から19負担金補助及び交付金、下のほうに強い農業担い手づくり総合支援事業費補助金284万円、産地緊急支援事業補助金416万円、この3月になって補正で上がつてきていますけれども、これは実績以上のものがあつたのか、なかつたのか。その内容をお示しください。それでどこ、その事業者ですね。どういう団体なのか、その辺までお願ひいたします。

それから54ページ、道路橋梁費・道路新設改良費、私が聞き逃したなら申しわけないんですけども、この説明をちょっと聞き逃したもので、1億6,300万円工事請負費減額しております。この内訳として、町単の道路改良工事が1,300万円、町道新設改良工事が1億5,000万円の減額となつております。その辺の詳細な説明お願ひいたします。

それから56ページ、消防費の消防災害施設費の中に19負担金補助金及び交付金、これは消火栓設置負担金が360万円おりております。ということは、このぐらいの額があれば水槽1つ、また消火栓もどこかに設置できるのかなと思われますけれども、これどうして使わなかつたのか、その辺と。

それから、62ページの3目都市計画施設災害復旧費360万円計上されております。台風19号祈念公園災害復旧工事費ということで上がつておりますけれども、場所はどこだったのか。この祈念公園については、まだ施工途中のところもあります。こういうことがあるから、早い開園はどうなのかなって再三私は申し上げているわけです。工事中であれば、業者の方の責任だと思われますけれども、こうして工事請負費が町の経費として出てくるには町が受け取つた、渡されていた、そういうところだったのかどうかお伺いいたします。

以上、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 財政調整基金と予備費と消防費についてお答えします。

財政調整基金の意味を、まず基本的なところをご理解いただきたいと思うんですけれども、

緊急時といいますかいわゆる財政的に緊急的な事態が起きたときの財源としてももちろん使われますが、そもそも財政調整、年度間の間での財源をバランスよく安定させて事業を推進する場合などにも、財政調整の手法としてこの財政調整基金が使われるものであります。これは、毎年この時期に財政調整基金が出たり入ったりしている動きがありますけれども、結局今回崩しながらも年度末に歳計剰余金が出れば、それをまた積み戻すという繰り返しをしているわけですから、その点を基本的にご理解いただいておけばわかることかなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

予備費については、現在当初の説明で申し上げましたが、台風19号の関係などで、既に流用して使われております。ここに、補正前の額として金額が記載されてると、いかにもここに予備費が今も残っているように思われますけれども、この補正前の額3億3,000万円という数字のうち、既に2億8,600万円が台風19号で流用されて使われております。ですから数字はありますが、財源はもう使われてないというふうに、5,000万円程度しか今残っていないというふうにご理解いただきたいと思います。

その上で施越、本来今年度の事業として前払金を支払う建設工事が相当あります。それに対して、3億2,000万円ほど施越、いわゆる今年度支払いながらも国から入ってくるのは令和2年度にしか入ってこないというような場合にこの財政調整基金が活用されて、予備費の中に積み立てられた財政調整基金の財源で安定的に運営するという目的のものです。

消防費の360万円は、これも当初申し上げましたがこちらを減額して、復興費の中で実施するという形になっております。復興費のほうの予算のページは、67ページの最下段570万円消火栓設置負担金、こちらに振りかわるものであります。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは、町税関係についてお答えいたしたいと思います。

今回町民税につきましては、そのほかの税もそうなんですけれども、調定額がほぼ確定したことによりまして減額の補正をしたものでございますけれども、理由といたしましては震災復興関連の景気が減速したことなどによって減額となったということでございます。個人・法人ともに偶然に金額同じなんですけれども、そういったことで減額の補正をしたというふうなところでございます。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） プレミアム付商品券のご質問の件ですが、プレミアム付商品券につきましては対象者は町民税非課税者、それと3歳児未満の子供を持つ世帯という対象者にな

っておりますが、当初合わせますと2,122人に対してマックスで交付する計画でございましたが、やはり制度上の手続の問題、制度設計の問題、そういうことから特に、最後分析という部分にはまだ至っていませんが、町民税の非課税者がいちいち申請して交付を受けるといった煩わしさそのものが、こういうふうに低い交付の状況になっているのかなというふうに思います。申請につきましては、予算上2,122名に対して最終予算で950人程度といったところで、率にしますと対予算では45%ほどの交付にとどまるものというふうに推測されております。

ただ、実際当初予算では前年度に非課税者等、子供の出生も含めて推察の中で数字を計上しておりましたが、最終的に確定の段階では2,658名というふうに若干といいますか、かなり人數的には膨らみました。実際の対象者に対して、最終的に950人という比率につきましては大体36%ぐらいという形で、その手続の煩わしさという部分が大きな障害になっているのかなというふうに思いますし、国の対象者としての住民税非課税者を中心とした交付のあり方という制度設計についても、今回の交付率が下がっている全国的な傾向でございますが、そこが足かせになっているのかなというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 台風19号祈念公園災害復旧工事の場所はどこというご質問でございました。まず場所の前に、この対象物なんですけれども、祈念公園の雨水排水マンホールポンプの制御盤の復旧工事でございます。具体に言いますと、制御盤が19号の大雨によりまして制御盤の半分ぐらいが冠水をしてしまって、中の非常用通信装置・水位計変換器及び電気部品の一部に交換の必要が生じたというものでございまして、災害復旧のお金を取りに行こうということで査定を受けて、今回というものでございます。

一部開園前であれば業者負担でというご質問かと思うんですけれども、災害復旧の対象にしているイコール町として管理をしているというのが原則でございます。一部開園の範囲にはこの制御盤はなく、防災対策庁舎の南側に設置してございました。これにつきましては、事業主体は県なんですけれども、県が町に委託をして町がそれを受け工事をして、成果品として納めてあった、町が管理していたということですから災害復旧工事というものでございます。なので、一部開園をまだしなきやよかったですんじやないのかというのは、ちょっとかみ合わない部分なのかなと思います。

いずれ、災害復旧の工事としてことしの全体開園までには募集をさせていただきまして、しっかりと対象物が動くように管理をしてまいりたいというものでございます。

以上です。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 54ページになります。7款の道路新設改良費1億6,300万円減額という内容でございますけれども、まずもって町単の改良費1,300万円でございます。現在石泉線の改良工事を実施してございます。当初5,000万円で予定してございましたけれども、一部工事の進捗が年度内に着手できる可能性がなくなった関係上、1,300万円ほど減とさせていただいてございます。いずれ特定財源もございますので、他の工事には流用できない部分が大数でございましたので、やむなく減という状況でございます。

それから、その下の1億5,000万円でございます。横断1号線現在工事をしてございますが、今年度もそうなんですけれども町の国に対する要望額、要望するのが毎年10月でございます。それを受け、国で予算が成立した後、県のほうに内示といいますか割り当てが出るのが4月。4月になって、各町村にそれから割り当てがあるという状況でございまして、毎年度当初予算の作成時には実は本当の内示額が示されていないので、あくまでも要望額で予算計上させていただいております。

令和元年度の要望額として、約1億7,000万円ほど要求させていただいております。残念ながら、県のほうから提示がありました額は約2,000万円ということで、1億5,000万円当然単費で賄うわけにもまいりませんので、やむなく減額という状況でございます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） おはようございます。

47ページ下段のまず強い農業担い手づくり総合支援事業費補助金でございますけれども、これは次の産地緊急支援事業補助金もそうですけれども、台風19号関連で緊急に出てきた部分でございます。強い農業担い手づくり総合支援事業につきましては、まず農業用ハウス2件、その他施設ということでこれはシイタケの貯水槽の再建で1件、農業用機械再取得で1件、合わせて5件の総合支援というところでございます。

産地緊急支援事業補助金につきましては、これは台風19号によって圃場に堆積した稲わらの撤去費5件分、あとは土づくり補助、要は土壤が流されてまた1から土づくりを始めるという部分に関しまして補助する部分が4件、あとは機械のリースこれが1件でございます。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） るる説明いただきましたけれども、まず町税のほうからですね。町税は、

減になっております。たまたま同額ですけれども、観光産業が毎年何十万人という、今はコロナで下回っていますけれども、観光産業から受けるお店・事業者の方々がふえているかと思うんですけども、この町民税にはそれらが反映しているのか。担当課と見て今税収が、この額が減になっておりますけれども、今まで観光産業が毎年毎年多くなっております、当町に入ってくる人たちが。その人たちの経済効果がどのように税収に響いているのか。担当課として、それがわかるような状況になっているかどうかですね、町内の経済が。その辺を聞きます。ことは特別、コロナですからキャンセル、キャンセルとなっていますけれども、今までのことをお伺いします。

それから、プレミアム商品券ですね。これが実績が2,658名ということで、それだけ非課税世帯の人が多い、そういうことになろうと思うんです。最初は1,200人ほどと見たのが、2,658人ということは。その人たちが、申請が手間がかかるから、36%どまりになっている。これは、せっかく国からこうやってきているものですから、1人でも多くの人に差し上げたいという気持ちがあるんですけども、今後これを全員非課税世帯の方に行き渡るとすれば、どういうふうな今後手法をしていくのか。行き渡るような、どういうことを考えていくのか、その辺お伺いいたします。

それから、これは19号ハウス、強い農業担い手づくりの総合支援、台風でやられたパイプとかいろいろなものだということはわかりました。この内訳見ますと、一般財源が少なくて、補助が多く使われるということで解釈いたします。

それから、石泉の町道の関係ですけれども、この残った分は繰り越しと考えてよろしいでしょうか。繰り越し、新年度でやるということで。

それから、消火栓については別予算でということで、わかりました。

それから、祈念公園も防災庁舎の周り、19号で水が乗ったところのことということで、これもわかりました。これ、一般財源が120万円出ておりますけれども、復興予算ではなくて一般財源120万円これにつぎ込むようですが、120万円は一般財源でということですね、全額復興予算ではないということですね。補助でないということ、120万円は手出しということですね。

予備費については、5,000万円を建設前払金に充てるという説明でした。その前払金なんですかね、きのうも話しましたけれども普通業者から上がって来て、このぐらい前払金お願いしますよってお願いされて、そして出すものだと思うんですけども、最近ほとんど前払金出しているようなんですかね、その辺はこちらから「前払金はこう出しますよ」つ

て言っているのか、業者からの声でやっているのか、その辺事実関係をお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 観光業における税収への経済効果というご質問でございますけれども、税のほうにつきましては業種別に統計的なものをとるということはしてございませんので、残念ながらちょっとわからないというところでございます。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） プレミアム付商品券の関係でございますが、先ほど確定対象者2,658人と言いましたが、その中では3歳児未満の対象者が226人ございますので、非課税の対象者となった方は差し引きますと2,432人という数字に正確にはなります。質問の趣旨がよくわからないんですが、使われなかつた分ということについて、これ歳入で計上されてしまうとおり全額国費で対応してございますので、使われなかつたいわゆる申請されなかつた部分については国から補助金としていただくことはないということでございますので、使つた分を全て国の費用として予算の中で執行するという考え方でございます。

ただ現在課題となっていますのは、引きかえた方が3月までに使わなかつた券ですね、それをどうするかということについて国のほうからも通達が来ています。まだ確定ではないんですが、いわゆる町で販売した商品券を、使わなかつた分というのは町のいわゆるもうけといいますか、収入だけが町が得するような形になりますので、それを最終的には金額は少ないと思うんですが、子育て支援であつたり非課税者、そういう対象者の支援に当たるような事業に展開していくべきではないかという部分で、返還は求めないといったような議論が今されている状況下でございます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 前払金、それから完成払いも含めて、入札公告の段階で工事代金の支払条件を明示させていただいてございます。前払金、出来高払い、それから完成払い、この3つでございます。これにつきましては、工事執行規則の中でしっかりと規定されてございますので、それに従つた形でお支払いをしているということでございまして、当然それをもって契約書の中に契約額、それから契約保証金、その次に前払金の額が当然記載されているという状況でございますので、ただ前払金につきましては業者の請求があつたとき、請求するかしないかは業者判断でございますので、こちらから「ぜひ請求してください」というものではございません。

なお前払金、工事完成前にお支払いする金額でございますので、当然万が一に備えて保険、

それから担保物件の提出を求めているところでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） プレミアム商品券なんですけれども、ただいまの説明でわかったんですけどもその本人に、非課税世帯2,432の方にどのような通知、「取りに来てください」と言っているのか、通知と一緒に券を郵送しているのか、その辺事務手續ですね。先ほどなかなか手續上面倒だから、来ない人たちがいる。そこをカバーしていくにはどうしたらいいのかということを考えると、どのようなそういう通知、事務手續の流れなのかご説明願います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 3歳児未満の方と事務手續がまるきり異なっていまして、3歳児未満につきましては対象者に引換券、商品券との引換券を直接交付すると。交付対象者は町に来て商品券と引き換えると、それだけなんですが、非課税者につきましては引換券の交付申請というのをまずもって最初にやらなければならない。その交付申請がなぜ必要なのかといいますのは、同一世帯での扶養の関係とかそういうのの調査もありますので、そういった申告を含めて交付申請書を出していただく。その後に引換券を送付して、3歳児未満と同じように町で商品券と引きかえを行うと、1つ煩わしい手續が生じます。

その煩わしい手續に来るということは、「私は低所得者ですよ」と、言葉をちょっと言いかえればそういうふうなことにもなりかねぬということで、そういう方々にとってはちょっと言い方大げさかもしれません、非常にプライドを傷つけられるような行為にもなるということございます。そういったことも、交付申請が低かった要因の1つでもあろうというふうに思っております。いずれ煩わしさという部分が、非常に今回の事業の進め方の中で大きな足かせになったというふうに分析はしております。

それと、低所得者ですので、そんなにそんなに一度に2万円まで、使用では商品券が2万5,000円まで使えますが、一気に2万円を買っていただく方がどれだけいるのかと。4,000円に分けて申請もできるように、小分けにしてできますので、それはそれでその都度そういう手持ちのお金が少ない方は、今月は4,000円分、翌月に4,000円分と。結局商品券を受け取りに来るのは最大で5回ですか、小分けにすれば。そういうふうな制度設計でもありますから、余計煩わしさという部分が、商品券を受け取るのに非常にやっかいだということが足かせになっていると思いますが、いずれ前回のプレミアム付商品券のときには4割増し、今回は25%増しということで、プレミア感というのが非常に低かったということも1つの要因だと思っています。

ただ、前回の4割のときは早い者勝ち状態で、それがいかがなものかという視点に立って国のはうは今回はそういう階層について対象としたといったようなこともございますので、一概に「こちらがいい」「これはだめだ」とはなかなか申し上げられませんが、いずれそういった商品券を発行する際は煩わしい手続というものを、可能な限り少なくすることが大事なのかなというふうには思っています。

○議長（三浦清人君） ほかに。8番村岡賢一君。

○8番（村岡賢一君） 全般的に、台風19号の関係でお聞きしたいと思います。

まず1つは、昨年度我が町でも台風19号で広域にわたって大変な被害を受けたわけでございますけれども、まず1点目はその台風の被害状況、大変な作業だったかと思いますけれども、各課でその被害の状況をきちんと把握できているかどうかということと、もう1つは今般補正で予算が組まれておりますけれども、事務方はプロとしてこの国からの補助金で大体何%くらいの手当ができるのかという、細かいところは要りませんけれども予想としてお答えいただければ、お答えしていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 昨年10月12日の翌日から、それぞれ被害調査に入ってございます。

土木災害とすれば、300カ所を超える数を確認してございますが、いずれどうしても見落としている箇所がないわけでもないです。現在でも、町民の皆様から時々ですけれども情報をいただきながら現場を確認し、追加をさせていただいているところでございます。300カ所ほどございましたけれども、国の補助申請をしたのが86カ所でございます、認められている分が。300カ所全て、当然国の採択基準もございますので、それに合致しないもの、それからどうしても査定に取出ための費用、それから時間もかかりますので、限られた時間と費用の中で、それから人の問題もございまして86カ所が手いっぱいございました。

いずれ、86カ所については今回予算計上させていただいてございますので、準備が整い次第それぞれ発注をしたいというふうに考えてございます。残る200カ所余りにつきましては、これ単独費または小規模災害ということで起債事業で対応することになりますが、これについてもあわせて復旧工事をそれぞれ発注していかざるを得ないというふうに考えてございます。

ただ、通常、災害につきましては発災から3年のうちに復旧をするということで、もう既に1年目が間もなく終わろうとしてございます。実質あと2年で少なくともこの86カ所、それから起債で賄う部分は完成をさせなければならないということで、かなりタイトなスケジュールになるかというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 農業の災害でございますけれども、農業も町内全体で約380ほどの被害がございました。そのうち遊休農地や町の所管の水路等を除いた部分、250ぐらいだと思っておりますけれども、その部分につきましては先般町単独の補助というふうな形の中で、補助の金額の上限を設けながら事業を行っているところでございます。きのう現在で39件の申請が来ております。そのうち13件は、もう既に執行済みというふうな内容となっております。

町が所管している72カ所につきましては、優先順位をつけながら現在工事を行って準備も進めております。あくまでこの春の農業、水田・畑の耕作に間に合うような形というふうなところで、優先順位をつけながら現在行っているというところでございます。

残念ながら、国庫補助に上げられた箇所というのは1カ所しかありませんでしたけれども、これも国庫補助に上げられる基準というのは満たしているものの、ただ結果的に農家個人の負担が大きくなるというふうな部分の中で取り下げざるを得なかつたというふうなところもございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 私のほうからは、災害廃棄物ということでごみが発生してございますので、この辺についてご説明をさせていただきたいと思います。

台風19号により発生したごみの量はおおむね470トンということで、クリーンセンターに持ち込まれたもの、はまゆり大橋の下の仮置場に置かれている部分ということで、全体としては470トンであります。年度内に処理に向けて、今鋭意努力しているところでございます。町外に搬出、あるいは町内で処理、さまざまありますけれども、年度内完成に向けて鋭意努力しているということです。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 補助率の部分が、少し今の回答の中でよく見えていなかったのかなと思います。個別に申し上げますと非常に詳細になっていくんで、制度の枠組でだけお答えさせていただきたいと思いますが、概括的に言えば補助事業になかなか上げられる部分が想定よりも少なかつたという中で、結果的には起債を借りて対応するという内容になっております。起債の充当率というのは事業によっても違いますけれども、例えば農業水産でいうと一般単独でいう部分が65%、小災害で80%、それから災害復旧事業として認められた部分においては90%が見られるという中で、さらに交付税で措置される割合というのも個別に決ま

っておりまして、一般単独の場合ですと交付税の算入率というのがまず1つあって47.5%、これに対する措置率というのが30%ということになって、約5割に30%を掛けると三、五、十五で15%、実質は最終的には交付税措置される部分というのはそういったかなり低いものになっていくということになれば、後での返済時的一般財源の持ち出しというのはやはり出てくるのかなという状況でございます。

今一番低いので申し上げましたので、高い部分でいうと95%のさらに85%というと、九、九、八十一、約80%ぐらいが補填されると。ですから、それくらいの幅のある制度の中で起債運用がなされていって、なるべく有利なものを活用していくという捉え方をいただければと思います。

ちなみに、13ページの地方債の中の公共土木災害復旧の限度額2億5,500万円、これが道路河川の分ですね。そして、その下の農林水産業施設の分で1億9,000万円、これらが農業施設に係る分というところで起債を活用させていただくものです。

○議長（三浦清人君）　　村岡賢一君。

○8番（村岡賢一君）　　わかりました。いろいろと広範囲にわたっているために被害額もかなり大きくなつて、これは最後まできちんとできるのかなって町民の方々も大変心配しております。時間もかかることすれども、また大きなところはいいんですけども、被害が多岐にわたっておりますので、例えば明日にいろいろ山だつたり林道だつたり、いろいろな生活に結びついている部分というのが結構多いものですから、そういうところがどうしても予算がなくて個人ではできないという場所等も出てくる、場所がいっぱいあるわけあります。

我々の産業とかなりわいに影響のあるような場所は、さっきも言っていただきましたけれども優先順位をつけて直していただくというような考え方の中でやってもらうと、本当に町民も助かると思いますし、それからこの事業は3年かかるということでございまして、河川等に結構流木が橋の欄干に引っかかっていたり川に倒れていたりして、例えばまた次の秋にまた長雨のシーズンとか、いろいろな災害とか台風とか来た折には、また二次災害が起きる可能性のある場所が結構あります。そういう場所がありますので、事務方も大変難しい問題かとは思いますけれども、そういういろいろなことを考えながら整備、工事をしてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

終わります。

○議長（三浦清人君）　　暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前10時57分　　休憩

---

午前11時19分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

議案第28号の補正予算の質疑を続行いたします。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 私のほうから、商工観光関係についてお伺いしたく思います。

まず31ページ、3目商工債のところで観光交流促進事業債ということで1,000万円が書かれています。この内容についてお聞きしたく思います。この事業債によりまして、何に使うあれなのか、あるいは何に使おうとしているのか。それから、もし成果があったんであれば、成果をお聞きしたいのと、成果がまだないんであれば、今後期待することは何なのかといったところを教えていただきたく思います。

それから51ページですが、商工振興費のところで起業化計画認定審査会委員謝金減額ということなんですけれども、これはこういった審査会は何回行われたのか、あるいは何件審査されたのかとか、あるいは何人の方がメンバーとしていらっしゃるのか。そのあたりも、お聞きしたく思います。

それと、その下のページ52ページですが、観光振興費の中の13節委託料のところで、南三陸観光安心安全ガイドブック制作業務委託料、それから訪日教育旅行等関係者招聘事業委託料、観光看板設置業務委託料、この3つの委託料について内容をもう少し具体的にお聞きしたく思います。

以上、3点です。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、31ページの観光交流事業債を活用した事業ということでございますが、こちらは交流人口拡大事業の委託料ということで、主に観光協会に委託している事業の財源として充当させていただいているという内容になります。今般、総務課長より説明ありましたが、地方債自体の適用額が増額になったということで、その枠を増額して充当して事業を実施するということになります。なお、再三説明で言っていますが、地方債を借り入れしますが、そこには後日交付税によって財源の補填があるということなので、有効な財源を活用して事業推進を図るというような内容でございます。

続きまして、51ページの起業化認定審査会でございますが、昨日基金条例の廃止の件でありましたが起業支援補助金、「起こす業」の支援に対して補助金を支給するという事業展開を

させていただいておりますが、その事業認定に当たりまして審査会を構成してございます。現在 5 名の委員で構成されておりまして、うち外部の委員が 2 名いらっしゃいます。この 2 名の方々に対する謝金ということになります。令和元年度は 1 回の認定審査会を開催いたしまして、5 件の認定をさせていただきまして、今回は整理予算でございますので残額を整理させていただいたというような内容でございます。

続きまして、52 ページの委託料につきましては、1 つ目南三陸観光安心安全ガイドブックというのは、震災後町の新しい魅力づくりとして観光等々の PR をする部分のガイドブックというのは当然につくっておるんですが、それ以外に町独自のそういう安心・安全にも取り組んでいるというようなものを、加除形式のガイドブックを作成させていただいて、各宿泊施設や観光関連施設に配置したいというような事業を展開してございまして、ことしは令和元年度の当初予算説明の際に沖縄県がつくっているガイドブックを、私参考に提示させていただいたということがあるんですが、その委託料ということになります。製品自体は間もなく納品ということで、今年度原盤をつくるという作業を進めておりまして、以下 3 件委託料があるんですが、いずれも契約額と差金を減額させていただいているというような内容でございます。

2 点目の訪日教育旅行等関係者招聘業務委託料につきましては、台湾からの招聘事業ということで 10 名の皆さんを招聘いたしまして、この事業につきましては 2 月 12 日から 15 日の間に実施いたしました。当町と蔵王町、それから仙台市と協力いたしまして、宮城県内を広域に観光しながら教育旅行の増大に努めていきたいということで、台湾から学校の先生、校長先生、それから教育旅行社、あとメディアの方ということでお招きをして、各それぞれの自治体の魅力を PR して事業につなげていくという取り組みをさせていただいたところでございます。

それから、下段の観光看板設置業務につきましては、大分町の中の基盤整備が進んでまいりましたので、今年度の取り組みといたしましてインターチェンジの入り口に町内への誘導看板を作成したいということで、事業を進めてまいりました。当年度は、志津川インターチェンジの降り口に看板を設置するということで、今板面等々の調整、あとは国道との調整等がありますのでその辺の手続を進めておりまして、間もなく設置になるという予定でございます。

○議長（三浦清人君） 課長、事業債の内容はわかったんだが、その成果。商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 成果につきましては、観光協会に委託していることで、各種そ

の交流事業促進をしているということでございます。議会の中でもいろいろ出ていますが、震災以降他との交流が大分進みまして、平成29年・30年と142万人・144万人ということでこの町を訪れている方が増大しているということでございますので、十分に効果というのであったというふうに認識していますし、引き続きそういう取り組みについては有効に活用できるように進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） まず事業債のほうですけれども、交流人口の拡大ということで144万人とかいう数字も出てきました。今ちょっと世間を騒がせています新型コロナウイルスに関係するんですけれども、宮城県内ではちょっと2月末の時点での数字なんですが、宿泊のキャンセルが4万人を超えたということで、損害も5億4,000万円とかそんな記事が新聞にあります。南三陸町も例外ではなくて、町中を見ても観光バスは最近ちょっと目につかない、走っていない状況で、目に見えるような形で急降下していると言ってもいいかと思います。

今後交流人口、これをどうやって回復、今度V字回復させていかなければいけないかなというふうに、危機感を持って対応をぜひしていただきたいと思うんですけども、今は感染症予防対策のほうに国を挙げて全力で対応しているところなんですが、いずれ落ち着いたころには今度経済損失の問題なんかも課題として議論されてくるんだろうと思いますが、町のほうでも何か情報収集とか、あるいは対応策をもう既に検討されているのかどうか、その辺もちょっとお聞きしたいなと思います。

それと、あと企業化計画認定審査会のほうですけれども、5件を審査したということですけれども、この5件はどういった内容のものなのか、その辺をちょっとできましたらお伺いしたい思います。

それから、委託料のところですけれども、いろいろガイドブック今制作中でもうすぐ納品というふうなことでしたが、これは一体何部ぐらい制作されているのか、部数なんかもわかればちょっとお聞きしたいなと思います。

それから、台湾の訪日教育旅行ですけれども、ここもコロナウイルス関係で実は私がお世話している外国人の最近の推移を申し上げますと、ことしの1月250人ぐらいお世話させていただきました。ところが、この新型コロナウイルスの話が出てから2月は80人に減りました。

3月は、実はもう10人来るかどうかわからないようなレベルまで、そこをめがけて進んでいます。本当私も危機感を感じておりますので、そのあたりの対策、これ先ほどの質問と同じですけれども、インバウンド回復に向けて。あるいは、日本人客もそもそも来なくなつて、

かなり減っています。そういった日本人旅行客の回復に向けても、何か対策が必要だと思いますので、そのあたり何かお考えがあるのであれば、お聞きしたいと思います。

それから、観光看板設置のところですけれども、先月だったですかね、海のビジターセンターでみちのく潮風トレイルの会合がありまして、私も出席したんですけれども、環境省の若手の人たちが来てPRしていました。岩手県のほうでは、みちのく潮風トレイルの看板なんかは充実しているようで、ただ宮城県のほうはまだ不足しているというようなことでした。そういったみちのく潮風トレイルに関しての取り組みですね、もっと積極的にしていただきたいと思うんですけども、そのあたりどのようなお考えかお伺いしたく思います。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） お答えさせていただきます。

コロナの問題につきましては、確かに非常に大変大きな影響が出始めているというふうに私も認識しております。当課では、商工と観光と両方扱っていますので、観光面からいくと交流による感染拡大の防止をするという1点で、ある程度ブレーキ的なところの措置も必要だとなる一方で、商工の面から見るとそれによって経済が冷えていくということになりますので、非常に難しいなというふうに私も感じているところでございます。

当面そういう情報が出始めたときから、当課といたしましては特にそういう影響が大きいと思われる宿泊施設を含めて2月から既に情報が入り次第個別にご案内をさせていただいて、もう既に3回ほど新しい情報が入り次第提供させていただいているということでございます。来週に向けて、国が経済に向けての対策も出してくるということでございますので、推移を見ながら隨時ご案内をしていくということでございますし、相談窓口も随分開設をされているということでございますのでそういったところでの話、それから当然資金繰りという話も出てきますので、資金の対応等々についても県などと今情報交換をしながら進めているということでございます。

なお、これからが当地域の観光という面からいくとハイシーズンに向かっていくということでございまして、実はいろいろ観光イベント等々のPRを打っていくということも計画しておったんですが、この状況下で今例えばPRを打っても結果、中止とか延期とか、そういったことでその投資効果がなかなか見えない可能性も出てくるので、そういった面でも今ちょっと苦慮しているという状況でございますが、当然それが解除といいますか下火になってきて、いよいよこの地域を楽しんでくださいというふうな状況になれば、その分集中的にそういったところのPRをしたりというところは重点的にやっていきたいなというような現在の

ところは考えているというような状況でございます。

それから、起業支援補助金につきましては、現在今年度につきましては業種的には飲食系が1件、それから卸製造に関する分が2件、それから理美容に関するものが1件、それから飼料ということでこれも製造の部類になると思うんですけれども、そうしますと製造に関するものが大きく3件ですかね。それから飲食と理美容ということで5件というような内容で、認定をさせていただいているところでございます。先ほどもありましたが、全体とすればもう30件以上の認定をしているというような状況でございます。

それから、ガイドブックにつきましては、本年度原盤をつくっていますので、1つの原盤をつくっているということです。来年度の事業で、これをつくっていきたいというふうに思います。あとこれは制作部数につきましては、宿泊施設の皆さんとちょっとご協議をさせていただくんですけれども、各部屋に置いていただくか、それから施設として1つにするかとか、いろいろそういうふうな調整は出てくるんですが、部屋数でいくと数千という話になるかと思いますので、その辺は対応をしっかり図っていきたいなというふうに考えてございます。

それから、台湾の関係なんですが、まさしく先ほどの招聘事業もそうなんですが、ぜひこちらにおいていただきたいということでPRをさせていただいている途中なんですが、一方でコロナの影響もあって、来ていただきたいんですがおいでいただくことによって逆にご迷惑をかけるというようなケースも考えられる部分があると思いますので、ここはちょっと慎重にならざるを得ないのかなというふうに考えているところでございます。

ただ、いずれ、あときのうあたり台湾便でピーチが減便するというような話も出ていまして、そういったところも含めて今後の対応を検討していかないかなというふうには感じてございました。

それから、みちのく潮風トレイルにつきましては、本年度の事業でこれもルート上に案内看板を設置するという事業を進めてまいりまして、全体精査しまして今9カ所ほどにルートを案内する、結局フリーで歩いていただくのでルートを迷わないようなところに行き先と方向とかをお示しする看板をつけさせていただいて、楽しんでいただけるような仕組みを考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 大体わかりました。本当にこの新型コロナウイルスで経済構造ががらっと変わって、ピーチの減便もありましたけれども、タイガーとかエバーも同じく便数を減らして、あるいはちょっと今当面とりやめというような話も聞きました。本当に外国人もそも

そもそも来ないし、日本人もかなり減っているという状況で、こういった交流人口にかかる産業ですね、観光業もそうですけれども、あと製造業とか加工業とかいろいろな業種にも影響は出てくると思います。いろいろ助成金なんかも話はちらほら出てきておりますが、本当に資金繰りの問題とか特に中小企業なんかは、今後深刻になってくるというのはもう目に見えていると思います。パートさんとかアルバイト、あるいは外国人労働者とかそういった人たちにまずトラブルが発生しやすいのかなというふうに思いますので、そういうところにも手厚い支援があればいいのかなというふうに思います。

ですから、国とか県とかいろいろ今後情報出てくるかと思いますが、何か有益な情報が出てくるんであれば適宜ホームページであるとかいろいろな方法で周知をしていただきたいというふうに思います。そのあたりをお願いして、以上終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。1番須藤清孝君。

○1番（須藤清孝君） 1点だけお伺いします。

3款民生費、42ページ保育所費の部分ですけれども賃金、これ人件費の部分なんでしょうが、必要な予算として取ったんだけれども不用額が出てしまった。680万円ですか、これ実際のところこの原因というか背景が何かあるんだと思うんですけども、その辺ちょっとお知らせ願います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 賃金の残ということでございまして、全部で830万円ほど減額しております。こちらについては、任用計画でいいますと31人の任用計画を立てましたけれども、実際に任用できたのが27名ということでした。何度か申し上げたこともあるんですけれども、保育士自体がなかなか集まらないという中で、非常に予定した人数がいればもう少し楽な運営もできるんですけども、なかなかそういう事情で集まらなかつたということで、今回3月ということですので減額補正をさせていただいたということでございます。

○議長（三浦清人君） 須藤清孝君。

○1番（須藤清孝君） 保育所の園児、子供たちの充足率は多分ほぼほぼ埋まっているような感じと認識しているんですけども、それに対しての保育士さんの確保がちょっと今現状的には難しいので、実際のところちょっと正直足りないという認識でよろしいですね。足りないわけではない、言い方が悪いのかな。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 足りないということで言えば、足りないということなんですけ

れども、足りない部分をどうやって賄っているのかというところかと思います。その賄っているのは、あとはローテーションがちょっときつめになりますけれども、ローテーションをうまく使うことで、その場にいなければいけない保育士はもう絶対必要ですので、子供に影響が出ないように何とか職員のローテーションでそこをカバーしているというふうな状況でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず30ページ、前議員も聞いていたプレミアム付商品券について伺いたいと思います。前議員いろいろ詳しく聞いたんで、何点かに絞って伺いたいと思います。

まず第1点目は、二千幾らの対象者にどういった形の通知というか、例えば「あなたは対象者ですよ」という、そういうおづげみたいなものが行くのか、行かなかつたのか。そういう方法を、まず第1点伺いたいと思います。

あと第2点目は、なかなか会場に足を運ばなかつたというそういう答弁あったものですから、そこで伺いたいのはたしかこの庁舎の1階でも受け付けしていたようなんですけれども、これは移動で申告が受け付けられなかつたのか、そのところを伺いたいと思います。

あと第3点目は、細かく4,000円で何度も買えると、そういう答弁あったんですけれども、そこを例えば1回に買って、町内加盟しているかどうかあれなんですけれども、プリペイドカードみたいなやつに1回大きく買ってそれを入れるとかって、そういう方法も可能だつたのかどうか、以上3点伺いたいと思います。

あと、次に38、39ページ選挙費、参議院県議の分の補正が出されています。関連で伺いたいんですけども、今参院選の某議員が車上運動員の関係で大変大きく騒がれていますけれども、そこで伺いたいのはこういった騒ぎは国政レベルの選挙だけなのか、もしくはこれを広く考えて公職選挙法に準じてやっている関係、町村レベルでの今回の事件による何らかの今後行われる選挙に対して指導方の必要性等を感じているかどうか、伺いたいと思います。

次48ページ、汚染牧草と汚染ほだ木に関して伺いたいと思います。今回減額になっているわけですけれども、現在の処理状況を伺いたいと思います。あと、今回の汚染牧草・汚染ほだ木、震災から9年たつてもこのような状況で苦慮しているわけですけれども、そこで関連で伺いたいんですが、今回こういった放射能汚染に関することなんですけれども、昨今女川原発の再稼動が大分進捗しましたけれども、これ町長に伺いたいんですけれども、今回こういった進んだことに対する賛否ではなくて、町長の所見をこの議場で伺っておきたいと思いま

す。

次に56ページ、スクールバスの減額、大分850万円とあるんですが、その内容。なぜこのように減額になったのか、いろいろ要因はあると思うんですけれども、主な要因を伺っておきたいと思います。

これまた学校関係ということで、関連になるんですが、現在今週から学校が休みになっています。そこで伺いたいのは、給食の関係なんですけれども、都会のほうでは用意していた給食の分の食材がフードロスっていうか無駄になるという、そういう報道もなされています。そこで、都会だったらフードバンクとかあるんですけども、当町においては給食の関係約1,000食つくっているということなんで、そういったフードロス関係で問題は起きていないのかどうか、その点確認させていただきます。

最後64ページ、戸倉地区追悼の場の測量設計委託料の減額がなされていますけれども、この減額の理由を伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 9番、2つ目の選挙費の質問なんですが、これもう少し詳しく何を聞きたいのか。

○9番（今野雄紀君） 選挙費で車上運動員に公職選挙法以上の金額を払ったということで。

○議長（三浦清人君） 参議院でね。

○9番（今野雄紀君） 今回問題になっているんですけども、当町というか町村レベルの選挙でもそのようなことはないと思うんですけども、そういったことが今後起きないような形で何らかの指導と言ったらおかしいですけれども、対策ではないんですが、そういったことも考える必要があるんじゃないかと思いますので、そのところを確認したいと思いました。

○議長（三浦清人君） 町としてね。

○9番（今野雄紀君） はい、町として。今回国政ですけれども、同じ公職選挙法に準じているものですから、我々議員も私は車上運動員使わないんでわかんないんですけども、もし間違いがあった場合に大変なことが起きると思いますので、そのところの簡単な確認をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川明君） 最初に、プレミアム付商品券の関係でございますが、対象者にどのような通知をということですが、先ほども7番議員にお答えいたしましたが、3歳児未満につきましては引換券を直接郵送、非課税者につきましては引換券の交付申請をまず送ると。申請方式で申請された方については、引換券を送付すると。それぞれ引換券をもって、商品

券にかえるといったようなことでございますので、それぞれ手続は違いますが、非課税者につきましてはまずもって引換券を交付する申請を出してくださいといったような通知を差し上げております。

2つ目の移動交付の関係ですが、これは歌津地区・志津川地区につきましては総合支所並びに本庁舎で常時平日は受け付けておりますので、戸倉地区・入谷地区につきましてはまずもって引換券の交付申請の移動受け付けということでそれぞれ2日ずつ行っていますし、引換券の交付につきましても戸倉地区・入谷地区につきましては移動の交付という日を設けて、それぞれ2日ずつ移動で少しでも交付できるような環境を整えたといったような経緯がございます。

それと、プリペイドカードは可能なのかということですが、先ほども申し上げました国の制度上の縛りもございますので、商品券ということでの制度設計になっておりますので、ただプリペイドカードに仮にしたとしても低所得者の方が一度に2万円分を、2万円という現金をもって購入できるかどうかという部分の考え方については、プリペイドカードであったとしても商品券であったとしても、環境は変わらないというふうに思っています。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 電力の関係ですが、第一段階について認可が下りたということですが、電力のほうからも報告ありますし、今後まだあと2つクリアしなければいけないハードルがあるというふうにお聞きしておりますので、今後の動向については注視をしていきたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 選挙の車上運動員の報酬の件でございますけれども、本町が行う選挙に関しましては南三陸町公職選挙執行規定の中に明記されてございまして、1日当たり車上運動員の場合は1万5,000円以内ということで決められております。立候補者の説明会において、手引きに印刷をして配付をいたしておりますので、今後もそういう方法をとってまいりたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 汚染牧草の関係でお答えさせていただきます。48ページ、畜産業費13節の汚染牧草保管業務委託料の50万円減につきましては、これは当初予算でJA南三陸のほうに汚染牧草を各農家が保管いたしまして9年たつということの中で、保管状況が思わしくないということの中で、再梱包の委託業務を行ったわけでございます。ただ、実際制

度設計のときは当時の個数で行ったんですけれども、実際もう破れて土に返ってしまったというものが相当数ございまして、そういう部分で減額になってしまったというふうなところもございます。

あと、その下の処理委託料の27万円の減につきましては、これは今年度秋に入谷桜沢地区のほうで先行処理をさせていただいたんですけれども、制度の設計の中ではあくまで前年度計画どおりできなかったんですけれども、大盤平の部分の処理を参考に設計したものですから、実際桜沢の草地のほうに先行処理をした際に面積も減ったということもございますし、あとはそれに伴ってその下の検査の部分の検体数も減ったということの中で減額となっているというところでございます。

ほだ木につきましては、49ページ5款2項1目の13節で放射能測定と処理の委託料をとっています。これに関しましては、現在ほだ木に関しては当時の計算では約3万本ほどほだ木あるんですけども、測定の結果全て100ベクレル以下というふうなことで、当初その場で林地還元という考え方だったんですけれども、一部ほだ木農家が「ちょっと場所を移動して処理してくれないか」ということで当初予算をとったわけなんですねけれども、台風19号の影響で実は町有地のほうに移動して破碎処理をしようとしたんですが、なかなかそこはできなかつたということで、今回一度予算を落としまして来年度再度予算計上させていただくというふうな内容となっております。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） スクールバスの減額の理由ですが、特に運行回数が減ったからということではございません。1年間の運行実績によるものでございます。ちなみに、バスの運行予算1億7,000万円ぐらいでございます。そのうち850万円下ろすということは、95%の執行率というふうになっておりますので、ぴったり納まるという金額ではないと思いますが、むしろほぼ見積もりどおりの運行予定だったということでございます。

それから、食材の残余分につきましてですが、給食につきましては大きく2つの系統に分かれております。1つは主食と言われる米とかそれからパンとか牛乳とか、そちらは宮城県が元締めとなって一括で業者と調整をしておりますので、現在その調整が行われているというところでございます。

それから町が主体的に買うものでございますが、主におかずをつくる野菜とか肉とか豆腐とか、そういう類いのものになりますけれども、今般の状況を受けて栄養士の先生が迅速に対応いたしております。結果として、返品交渉を行った結果、全てキャンセル扱いをしていた

だいたいというところで、フードロスはほぼないというところでございます。

○議長（三浦清人君）企画課長。

○企画課長（及川 明君）戸倉の追悼の場の設計委託の関係ですが、入札差金でございます。

○議長（三浦清人君）昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前1時56分 休憩

---

午後 1時08分 再開

○議長（三浦清人君）再開いたします。

議案第28号一般会計の質疑を続行いたします。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君）午前中に引き続き伺いたいと思います。

まず、プレミアム商品券についてなんですかけれども、大体わかったんですが、再度若干確認をお願いしたいと思います。課長の答弁ですと移動の申告、戸倉と歌津で2日間ずつやったという、そういう答弁ありました。そこで再度伺いたいのは、人的要因も必要なんでしょうねけれども、それと同時に申請される方のプライド、プライバシー、そういったものが守られるようでしたら、大きい復興団地等も回られてすればもう少し申請する方も多いんじゃないかと思うんですけども、そういったことは今後このような事案が出た場合に検討できるかどうか、伺いたいと思います。

あともう1点、プリペイドカードの件なんですけれども、私の質問のし方が悪かったせいか、別の答弁いただいたものですから。私が伺いたかったのは、かえた商品券でプリペイドカードにチャージできるかどうかって、その制限をお聞きしたんですけれども、答弁ちょっと違っていたみたいなので、例えば町内の大きなスーパーさんがあって、そういったところで何だかカードをチャージするでしょう。そういったやつに使えるのか使えないのか、そのところをお聞きしたんですが、もしあわかりましたら伺いたいと思います。

あと再度伺いたいのは、汚染牧草の件なんですけれども、説明によると回収できない分が減ったということなんですかとも、震災から間もなく9年、この汚染牧草もあともうどれぐらいのめどで処理が済む予定なのか、再度伺っておきたいと思います。

あとスクールバスの件に関しては、課長の答弁ですと大体これぐらいの増減が普通だというんですけれども、もう少し詳しく減った要因おわかりましたら伺っておきたいと思います。

あとフードロスの件に関しては、わかりました。

戸倉地区の追悼の場の減額に関しては、入札差金ということでわかったんですけれども、完

成の予定は変更ないのかどうか。その点だけ、確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 最初のプレミアム付商品券の関係ですが、もう少し小まめにという部分は、私どもも許される範囲で小まめに回ればいいのかなと思いますが、国からの事務費にいたしましても限られた金額で来ておりますので、特に事務費の額はこちらからの要求じゃなくて国からお示しされた額での対応となっていますので、なかなかそこまで小まめに回れるような人件費、あるいはシステムを持ち運びできるような形での運用というのは無理だったということでございます。

小まめに回ればなお結構なのかなという部分もあって、当初は委託業務ということも視野に入れていたんですが、そもそも個人情報を扱う部分において民間事業者、外に個人情報を持ち出してまでやるべきものなのかということを照らし合わせた上で、町の自序処理で対応したという状況でございます。

それと、プリペイドのチャージの関係、ちょっとそもそもこの事業の入り口の部分の考え方から、議員とこの制度の違いが余りにもかけ離れているのでうまくお答えができませんが、あくまでも商品券を町で買っていただいて、それにプレミアがついている。25%増しのプレミアがついているというものですので、いろいろなカードでチャージとか、そういうものができるものではないと。初めからそういう可能性もないというもので、ポイント制でもありませんし、1回限りの1年度間限りでの対応のものでございますので、余りチャージすることの意味すらもなかなか理解はちょっとできないんですが、商品券を買って、商品券で逆に物を交換するということですので、チャージとかそういった部分はいずれプリペイド式にしてやったところで、そのとき限りということになりますと、そのシステム構築費だけでもかなりかかると思いますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 汚染牧草の処理があとどれくらい、全量処理できるまでかかるのかと、今後の方向性という意味でお答えさせていただきます。

現状といいますか、9年前に関しては町内に290トンの汚染牧草が16農家に保管されているというふうな内容でしたので、今再梱包の結果というのがまだ委託期間終了しておりませんので、どれぐらい減ったかというのはちょっと正確な数字は今ないんですけども。いずれ、今年度桜沢に先行処理をさせていただいた、すき込みをした牧草にあわせて牧草の種を播種しておりますので、それがこの春に生えてきたやつを一番草と二番草、これを刈り取って検

査をいたします。

したがいまして、この秋以降にその検査結果で問題ないよというふうな結果が出次第、補正予算を組んで処理の経費をとりたいというふうに考えておるんですけども、いずれ安全確認されれば各農家に保管している、各農家自身ですき込みというふうな計画をしているところですが、ただそこは周辺住民のご理解も得なければならぬというふうに考えておりますので、当然各地区ごとに説明会というふうな部分はしなければならない。そういった順番を踏んで行うものでございますので、ちょっと期間的には例えば来年度全て終わるという、そういう部分ではないのかなと。二、三年もしかするとかかるし、いずれこの先行処理した部分の結果次第ということもありますし、どれぐらい住民の皆様がこの趣旨、町の方向にご理解をいただかかというふうな部分にかかるてくるのかなというふうに考えています。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 戸倉における追悼の場でございます。あくまでも設計でございますので、特におくれるということは聞いておりませんので、年度内に成果品が上がってくるものというふうに捉えております。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 学校ごとに細々とした理由はあると思います。やっぱり学校行事の関係で、1年を通せばバスを使わない日が急に出たりというようなことによるものが主な理由だと思います。夏休みのプールの利用が減ったとか、あるいは部活動の回数ですか、この間は歌津中学校がインフルエンザの関係で学校を閉鎖したとか、そういう予測のできない部分に対応して、結果として精算が減額したというようなところでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 再度、もう1点だけ確認させていただきたいと思います。プレミアム商品券の件なんすけれども、どうも課長と私聞いているあれがずれているようなんで、課長先ほどの答弁ですと商品券にプリペイド機能を私質問したんじやなくて、商店で買うときによくいろいろな商品券ですと制約がありまして、だから私伺ったのはお店で出しているプリペイドカードにこの商品券で補充ができるのかどうかということをお聞きした。そうすれば、何も1回4,000円の交換じゃなくて、満額交換すればできるんじやないか、そういう趣旨だったんですけども、再度もしおわかり答弁いただければ。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） ちょっと私の説明も悪かったんですが、手続上の部分から議員が考

えているのと実際行われている手続が違うというところから説明します。商品券は、商店で買うんではないんです。町で発行する。町で現金に変えて商品券を出しますので、商品券ですのでそれをプリペイドカードにしたとしても、1万円分買われば1万円分しか、また追加して1万円分を買うときはまた町に来るというので、そういうチャージとかという機能をつけたところで、余りシステムの金額だけかかって費用の削減にはならない。

○議長（三浦清人君）あとでね、課長、9番。

○企画課長（及川 明君）ということで、後ほど個別に。

○議長（三浦清人君）何ば語ったって、あんたたちわかんないから。両方わかんないから。

ほかに。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君）34ページの財産管理費の積立金、ここに公共施設維持管理基金、これ概要はわかるんですが、詳細な積立計画の内容ですね。

それから、その2段下の合併振興基金利子、多大な利子が計上されているんですけども、これ残金幾らぐらいあるんですかね、基金のね。それと、その合併振興基金の使い方ですね。

それから、36ページの地方創生推進費、報償費、地域おこし協力隊員報酬が減額、次のページの推進事業も減額になっておりますが、これ計画どおりの事業がなされなかつたのかどうか、その辺ですね。

○議長（三浦清人君）震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君）地域おこし協力隊についてですが、当初予算で予定していた人数よりも隊員の方を採用しないというかということで、協力隊員の報酬に残額が生じていますので、そちらを減額させていただいております。あわせて、活動経費などがこちらの委託料の中に入っておりますけれども、そちらもかかってきませんのでその分も減額ということになっております。

○議長（三浦清人君）総務課長。

○総務課長（高橋一清君）まず、公共施設維持管理基金のほうでございますが、ご案内のとおりこちらは復興交付金財源で積み立てておりますけれども、現在のところは積み立て始まつたばかりで、これから将来例えば災害公営住宅などの更新などの時期に備えるならば、相当大きな金額を積まなくてはならないというふうに認識していますので、当面この震災復興交付金から得られる財源は積み立て続けてまいりたいというふうに計画をしております。

合併基金のほうでございますが、現在高で申しますと11億円ほど積み立ててございますが、今すぐこれを使って何かという状況にはございませんで、今後の需要に応じて必要な場面に

おいては基金を生かした政策をとつてまいりという考え方でございます。

○議長（三浦清人君）　高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君）　その最初の基金積み立てなんですけれども、大体わかるのね。さつき「概要はわかるんですけれども」と言ったのはそこなんだけれども、例えば何十年、いつまで例えば5億円なら5億円ずつ積み立てていくとか、それをいつのときから使い始めるとか、そういうような計画を知りたいわけです、もし出でていればね。

それから合併振興基金、これ11億円ほどあるようですけれども、例えばどんな場合にこれを利用するのか。1つの例を挙げてもらえばいいかなと。

それから推進費のほうで、隊員を採用しなかったと、予定の隊員をね。それ、採用しなかった理由があるんでしょうけれども、何のために最初の計画立てた数を採用しなかったのかですね。そこです。

○議長（三浦清人君）　会計管理者。

○会計管理者（三浦清隆君）　私のほうから、合併振興基金の関係でお答えいたしますけれども、これは旧志津川・旧歌津が合併した当時、平成17年から19年度の3カ年度をかけまして、合併特例債を財源として積み立てた基金でございます。したがいまして、現在いわゆる地方債の返還がございますので、100%使うことができるようになるためにはその地方債の返還が終わってからという形になります。

ほかの合併特例の事業がございますので、その地方債で現在ハード事業等を遂行しておりますけれども、いずれ合併特例債が使えなくなった段階で新たな特定財源としての財源が必要となった場合、当然この基金の活用が登場してくるわけでございますけれども、当面今のところきっちりした形で使う予定がないものでございますから全ての基金、ほぼこの基金については債権運用に回しておりますので、300万円何がしの財源というか預金利子がふえてまいりますから、その預金利子を当面積み立てて基金の増資を図っていきながら、今後の運用をどうしていくかということにつきましては、政策担当も含めて検討していくことになるかと思います。

○議長（三浦清人君）　総務課長。

○総務課長（高橋一清君）　維持管理基金の関係でございますが、財源としている復興交付金の制度上は、一応20年間ということで制度的に確立してございます。今回震災で整備した建物も、20年も経過しますとそろそろということで、長寿命化させるための改修なども出てくると思いますので、そういういった段階において財源を活用していくことになろうというふうに考

えてございます。

○議長（三浦清人君）　震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君）　地域おこし協力隊についてなんですかけれども、済みません、先ほどちょっと言葉が悪かったので、採用ができなかったということなんですが、募集をプロジェクトごとに行っておりますけれども、そもそもそのプロジェクトに募集が来なかつたものもあったりしましたし、募集して応募があったんですけれども、採用の段階で面接とかをさせていただいているんですけども、その結果ちょっとお断りをさせていただいているということになっております。

○議長（三浦清人君）　高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君）　それで合併振興基金ですね、例えばこれからずっと利子をつけて増資するような形になっていくんでしょうが、途中何かで使うことになって減つたらば、またこれ積んだりするのかな。そして維持していくのかな、ある程度の額を。

それから創生費ですね、要は適正な募集というか、適正な人がいなかつたということなのね。該当しなかつたと。そうですか、わかりました。そこだけ1つ確認。

○議長（三浦清人君）　会計管理者。

○会計管理者（三浦清隆君）　合併振興基金につきましては、合併に資するための財源ということでございますから、今後その基金を取り崩す状況になりましたら、当然それを崩して事業に充当するわけでございますけれども、以後それにプラスして恐らく増額することは考える必要はないのかなというふうに考えております。当然、そのほかの財源につきましては、あとは財政調整基金に積み立てておいて、逐次必要なときに取り崩して事業の財源にしていくという形になろうかと思います。

○議長（三浦清人君）　ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君）　なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第29号 令和元年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（三浦清人君） 日程第3、議案第29号令和元年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第29号令和元年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、歳入においては決算見込みによる国民健康保険税、県支出金等を、歳出においては保険給付費、保健事業費等をそれぞれ計上するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは、議案第29号令和元年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について細部説明をさせていただきます。

改めまして、72ページの議案書をごらん願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,456万6,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ21億554万7,000円とするものでございます。昨年同時期の補正後の予算額と比較いたしまして、率でマイナス2.77%、額にして6,009万円ほどの減となります。

今回の補正は、歳入では国民健康保険税が減額となる見込みであること、また歳出では高額療養費が増額となる見込みであることなど、現時点での見込額が確定したものについて所要の補正を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、76、77ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入から見ていきますと、76ページでございますが、1款の国民健康保険税は被保険者数の減少や資産割廃止による歳入の見込額がほぼ確定したことによる減額の補正を計上するものでございます。4款の県支出金は、被災者支援事業費が補助が追加になったことによる増額の補正でございます。8款の諸収入は、延滞金が確定したことによる増額でございます。

77ページの歳出をごらんいただきたいと思います。

1款の総務費は、不用額分を減額するものでございます。

2款の保険給付費は301万円を増額するものでございますが、内訳は療養給付費909万円の減

と、高額療養費1,300万円の増でございます。補正後の13億9,507万4,000円は、昨年同時期の13億1,585万8,000円との比較で、プラス6.02%、7,921万6,000円増でございます。3款の保険事業費は、特定健康診査や保険事業の実績がかたまったことによる減額でございます。9款の予備費は、歳入の残部分に係る財源調整になります。

以上、補正内容の細部説明とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 一般会計の補正のときにも実は申し上げようと思っていたんですけども、改めて年度末の補正予算で減額補正が多岐にわたって行われております。決算時に不甲斐として出さずに、今回減額補正するということは、一定の評価に値するものなのかなというふうに思っております。

質疑の内容ですけれども、81ページですね、5款保険事業費で人間ドック負担金、それから脳ドック負担金がこちらいざれも減額補正です。当初予算を見ますと、人間ドック負担金は185万円、脳ドック負担金は99万4,000円だったかと思いますので、かなりの減額率・減額幅になっているかなと思います。この要因といいますか、要因は受診しない人がいたからということだと思うんですけども、どのようにふやしていって元気な高齢者、もしくは町民の病気に対しての予防といったものを含めて推進していくお考えなのか、伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 予定の人数なんですかね、人間ドックにつきましては50人、脳ドックにつきましては90人の予定でございましたが、実績として人間ドックは16人、脳ドックのほうは24人というふうな形になりました。健康に自信があるのか、あるいは自信がないから受けないのかちょっとわからないんですけれども、強制的に割り振りするわけにもいきませんので、申し込みあった方だけというふうなことになっているんですけども、ただこれにつきましては国保の運営協議会のほうでも意見が出まして、人間ドックにつきましては年齢制限をかけておりまして、40歳から64歳までというふうなことでございますが、中にはもっと幅広く受けたい人もいるんじゃないかなというふうな意見が出ましたところ、ほかの市町村はもう少し幅広くやってたりするんですけども、例えば30歳以上であったり74歳までであったりというふうな枠を広げているところもありますので、その辺につきましては例えば40歳以下でしたら負担率を高くするとかといった考え方で、受診しやすいような環境

づくりをもう少し研究したほうがいいんじゃないかというふうなご意見が出ましたので、来年度に向けてそういう形の考え方を少し検討していきたいというふうに考えているところでございます。

いずれにしましても、早期発見早期治療が健康で長生きするためには、そして医療費のほうも早期発見すれば安くなりますので、保険者としてはそういう形で皆さんの健康、受診する機会を高めるような広報の仕方も研究していきたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 今人数をお知らせいただきました。年齢制限がある部分を、少し拡大していくこうという議論もされているということですので、それはそれで1つとして成果・効果は上がる可能性もあるなと思いますが、どちらかというと市井にいる人間として感覚で申しますと、雰囲気であるとか「受けたよかったです」という身近な声がなかなか聞こえてこないという部分が大きいのかなと思いますので、制度を変更して周知のお知らせをふやしていくということも1つ考え方としてあると思うんですが、そのお知らせする方法・ツールを研究というか、いろいろなものに果敢にチャレンジしていっていただいたらどうかなと思っております。

若年層への広がりというものを期待する必要がある事業かどうかというところは別ですけれども、例えばSNSであるとか、町のお知らせメールございますね。そういう身近な情報として「人間ドック・脳ドック、こんなに安く受けられるよ」「補助率これぐらいのものなんだよ」というところがわかりやすいツールでお伝えしていくとともに、ひとつ考えていただいてはいかがかと思います。そういう場合には、インフルエンサーの方にお願いするとか、私どもで言えば町長とかSNS頻繁に利用されていますので、もっと積極的に発信していってはどうかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 今いただいたご意見を反映させていきたいと思いますけれども、ほかの町では例えばポイント制であったりというような考え方をやっているところもございますので、保健福祉課といろいろ協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 特別会計国保ということなんですかけれども、関連で伺いたいんですが、今回ニュース等によると新型コロナなんですけれども、国保適用になったというそういう報道がなされています。

そこで、今議会でもさきに質疑あったときに、県内2カ所で検査ということなんですが、今後こういった国保適用になったことによる変化というか動向というか、町内の方で検査したいと希望するような方はどのような形になっていくのか、おわかりの範囲で伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） たしか本日の報道で、あしたから医療保険が適用になるということで、今まででは確かに検査を受けるのには行政検査ということですので、保健所の指示に基づいて検査をするということでした。これからは保険適用なので、厳密に言えば保健所の指示というものがなくともできるんですけれども、ただ検査を受け付けるところは今のところ県内には2カ所です。知事がもう1カ所、2カ所というふうに申し上げておりますけれども、現在のところは仙台の県の保健環境センターと、あと仙台市でやっているところです。

そこしかないものですから、医療保険が適用になるといつても、そのほかに「うちで検査をします」というところがあらわれない限りは、なかなかそこには手が届かないということで、ただ医療保険が適用されるということで民間さんを初めそういうものがどんどんふえてくれば、もちろんできることになります。ただ、あとは保険適用とはいうんですけれども、検査に当たっては検体を取る必要があります。検体を取るのは医師ということになりますので、医師に検体を取ってもらってそれがかかるべき検査機関に送られるということになりますので、あすから適用にはなるもののそれがすぐ誰でも受けられるというふうなものになるということではなかろうかと思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今の課長の説明で大体わかったんですけども、再度伺いたいのは昨今簡易的というか簡単に検査できるキット等も何か開発されつつあるとか、そういった報道もなされています。それで今後、今の課長の説明ですとなかなか県内何カ所かの病院ということなるんですが、もし町内の方が検査を望むような場合に、そういった簡易的なキット等が普及してできやすいような状況になったら、そういうことの周知というかそれも必要だと思うんですけども、下手にするとあおることになるので微妙なバランスだと思うんですが、やはり安心・安全のためにどのような状況を見ていくのか、再度伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 簡易検査のものができるようになるようなことも、本日の新聞に出ておりました。それがどういう形で普及されるのかについて、なかなか不透明なところ

がございます。出ればよろしいかとは思いますけれども、ただその検査キットがどこまでおりてくるといいますか、今だと専門の検査機関で検査となります。当然ウイルスですので、目にも見えずにおいもせずというものですから、検査するほうもするほうとしての態勢というものがあろうかと思います。そういうものを整えた施設ということになりますので、できれば普及してほしいとは思っておりますけれども、キットそのものがどういう形で、今のインフルエンザのようにお医者さんが簡単にやれるものであるならばということですけれども、どういったものになるかなかなか見えきませんので。

議員おっしゃるとおり、それが普及してくるようであれば、我々としてもぜひ町民の方の安全の上で、しかるべきことというのはとつてまいりたいということです。

○議長（三浦清人君）ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君）7番です。2点ほどお伺いいたします。

1つはお願いなんですけれども、説明の段階でちょっと説明が速いもので、なかなか追いついていくのが大変ですので、もしできればもう少しゆっくりと説明していただくとありがとうございます。

まず1点ですけれども、給付の分が減ったということなんですね、4,249万9,000円ですね。減額の要因なんですけれども、この4,200万円っていうのはトータルで給付が少なくなったものなのか、3月分が4月に来るからその1カ月分が載っていないよということなのか、その辺のご説明をお願いします。

それから、81ページの高額療養費19節負担金補助及び交付金、1,400万円の補正が出ております。これは、今3月になってトータル的に高額療養費が積み重なってふえたのか、急にこの人数ふえたのか、何件ぐらい高額療養費の件数が出てきたのか、その内訳をご説明願います。

○議長（三浦清人君）町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君）内訳の数字につきましては、ちょっと今持ち合わせておりますのでわからないんですけども、月々ということではなくて全体的にふえているというふうなところでございます。理由につきましては、細かいところまで把握していないんですけども、手術費であったり余計かかる分が出てきているのかなというふうに感じているところでございます。

それから医療費につきましては、平均するとそんなに変わらないんですけども、人数が減っているということでの減というふうに考えております。あるいは、薬価につきましても改

定されておりますので、その辺で減っている部分があるのかなというふうに感じております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 4,200万円までの補正ですよね。給付が少しずつでも減ったという、1年に4,200万円、これ3月分のが4月に行く分でないでしょうかね。その辺、ちょっと疑問が残りますけれども。

それから、高額療養費今手元にないっておっしゃられましたけれども、これ非常に大事なことですよね。高額療養費毎月借りる人、それによって返していったりということなので、数字が手元にないということはちょっといかがなものかなと思いますけれども、1年間でこしの分で何人あって、どのぐらいの金額があったのかということはすぐ出ないですか、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 後ほど答弁させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩いたします。再開は2時10分といたします。

午後1時49分 休憩

---

午後2時09分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは、保留していた部分についてご説明させていただきます。

予算書の74ページ、ちょっとごらんいただきたいんですけども、歳出の部分で2款の保険給付費1項の療養給付費で900万円ほどの減、それから2項の高額療養費で1,300万円ほどの増というふうになっているんですけども、療養費のほうの900万円の減につきましては、年間の大体医療費の金額が30万円ちょっとなんですねけれども、200人ほど被保険者数減っております、それだけで大体600万円くらい減になっております。プラス医療費であったり薬価であったり、それらの部分が影響してそれだけ下がっていると思います。

それから1,300万円ほどの増なんですけれども、高額療養費につきましては毎月1,200万円から1,600万円くらいかかるておりまして、件数については大体200件前後なんですけれども、昨年から比べて平均で100万円くらいずつふえているというところなんですが、その理由につきましては緊急で手術する部分が多かったと。子供にしても大人にしても、その緊急で手術

にかかるて高額になったというところが多かったということが、その原因ということでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 先ほどの私の質問の中で、大変申しわけなかったんですけれども、給付ではなくて保険税、誤りでした。申しわけございません。この保険税、78ページで4,200万円ほど減額してあります。それは、説明を見ますと現年度課税分の未納ということなんですねけれども、保険税の現年分のこれは2,900万円、3,000万円ほどおろしておりますけれども、これはこの3月の分が含まれているのか、いないのか、徴収が。これが、そのまま次の未納に反映してくるのか、その辺をお伺いします。

それからこの高額療養費、手術の分ということなんですねけれども、なぜ聞いたかというとやはりこの国民保険のシステムというのは、日本はすばらしい国だと思われるんです。海外ではこの保険がないために、お医者さんにかかりない人が大分いるということが報道されています。まさに今、改めてこの制度のありがたさが浮き彫りに出ているわけなんです。そうした場合、重篤な患者さんがいて高額療養費が毎月のように、今お話しされました1,600万円ほど毎月かかっているというようなお話ですけれども、これは今後ともこういうのを把握しながら、患者さんに予防を促しながら進めていっていただくと非常にありがたいと思うんです。

前者も言いましたドックの関係ですけれども、説明の中で64歳から間口を広げるとおっしゃられましたけれども、やはり前期高齢者の人たちにもそれは間口を広げる上で必要かなと思われます。ぜひこれからもそういうことを考えていただきたいと思います。

1点だけ、保険税のこの部分をご説明願います。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 保険税が4,000万円入らなかつたというところの減額という質問なんですねけれども、そういうことではございませんで、先ほどちょっとお話ししたんですけれども、令和元年度から資産割を廃止しまして、そこが大きいんですけども、その部分で減額になったと。

それから、あと先ほどちょっとお話ししたんですけれども、被保険者数が200人ほど減っております。世帯も100世帯ほど減っておりますので、それらを合わせまして4,200万円ほどの減額というふうな形でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第30号 令和元年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（三浦清人君） 日程第4、議案第30号令和元年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第30号令和元年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、歳入においては決算見込みによる後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金等を、歳出においては広域連合納付金をそれぞれ計上するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは、議案第30号令和元年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について細部説明させていただきます。

予算書の84ページをごらんください。

補正予算第1号ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,284万3,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ1億4,124万3,000円とするものでございます。補正後の予算額を昨年同期と比較しますと、率にしてマイナス0.53%、75万7,000円の減となっております。

内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書でご説明させていただきますので、88、89ページをごらんいただきたいと思います。

まず歳入からでございます。88ページでございます。1款の保険料は、歳入の見込額がほぼ確定したことによる増額でございます。3款の繰入金は、保健基盤安定負担金の額の確定による減額でございます。4款は、繰越金が確定したことによるものでございます。

歳出、89ページでございます。1款の保険料見込額の追加と、保健基盤安定負担金の額の確

定による増額でございます。

以上で、細部説明とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ないですか。

（「なし」の声あり）

それでは、討論に入れます。（「なし」の声あり）

これより議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第31号 令和元年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（三浦清人君） 日程第5、議案第31号令和元年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第31号令和元年度南三陸町介護保険特別会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、歳入においては保険料、国庫支出金、県支出金等を、歳出においては決算見込みによる保険給付費、地域支援事業費等をそれぞれ計上するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、議案第31号令和元年度介護保険特別会計補正予算（第3号）の細部についてご説明申し上げます。

補正予算書98ページ、99ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。今補正につきましては、ごらんのとおり歳入歳出総額からそれぞれ4,735万7,000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ16億6,254万2,000円とするものでございまして、これを前年度同期と比較いたしますと、額で5,238万4,000円の増、率にして3.2%の増となっております。増額と申しましても数パーセントでございますので、ほぼ前年並みの予算と言ってよろしいかと考えております。

次に、歳入歳出の詳細についてご説明申し上げます。100ページにお進みください。

まず、歳入についてでございます。

1款1項介護保険料でございます。第1号被保険者、いわゆる65歳以上の方の保険料について、決算見込みによる補正を行っております。前年同期の総額見込みで申しますと、200万円ほど少ない見込みというふうになっております。続きますところの3款国庫支出金から、101ページ5款県支出金までにつきましては、年度内の保険給付を見込み、最終的な申請をしております交付金の額に応じた補正となっております。

続きまして、7款1項一般会計繰入金でございます。こちらも、先ほど申し上げました国・県からの交付金と同様に、今年度の給付見込みに基づく町負担分について所要の補正を行ったところでございます。

続いて、歳出についてでございます。102ページをお開きください。

1款総務費でございます。整理予算として、1項総務管理費1目一般管理費ではシステム改修に係る契約差金を、3項1目介護認定事業費では介護認定審査会委員の報酬の減額補正を行っております。

次に、2款保険給付費1項介護サービス等諸費につきましては、今年度の給付見込みに基づき給付料の精査を行ったところの減額を行っております。当初予算から比較いたしますと、項全体で3,969万円ほどの減額となっておりますが、前年同期との比較で申し上げますと3.2%ほど大きい状況ということになっております。冒頭申し上げました3%ほどの増というのは、ここにかかってまいります。ほぼ前年度並みの最終見込みといってよろしいかと思います。

次に、103ページにお進みください。

3款地域支援事業費についても、2款と同様に給付の見込みに基づく精査による減額を行っております。1項介護予防生活支援サービス費におきましては、サービス給付に係るものとして374万円ほどの減額を行っております。また、2項一般介護予防事業費、3項包括的支援事業任意事業費においては、それぞれ決算見込みによる事業費の減額を計上しております。なお、予算対比では減額ですけれども、前年度決算との比較で申し上げますとほぼ同額の事業費となっております。

次に、104ページにお進みください。

5款諸支出金でございます。昨年度の介護保険事業に伴う国・県への返還金が確定したことにより伴う整理予算として、280万円ほど減額することとしております。

なお、歳入歳出の観点から105ページ6款予備費におきまして、増額補正をしておりますこ

とをご理解いただきたいと思います。

簡単ですが、以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 何点かお聞きしたいと思います。

介護保険、この辺は今後やはり高齢化率が上がるということで、ますます負担がふえていくのかなというふうな感じがします。そして今の現状の中で、わかっている範囲でいいんですが、今現在の高齢化率を教えてください。

あとは、現在町のほうの保健福祉課のほうで要介護・要支援の調査をしているような状況です。そしてそれに関しては、保健福祉課のほうのケアマネジャーとか、あと施設に属するケアマネジャーが、その高齢者の介護度・介護認定の状況を調査しているような状況なんですが、そのケアマネジャーは町で何人というような形で、人数がわかれれば教えてください。あと、老人ホームのほうにも担当のケアマネジャーがいると思います。その辺の人数の動向も、わかつたら教えてください。

あと、その高齢者の介護のケアプランに関しては、経費的な面がかかるのか。そして、来年度に向けた介護保険料、この辺の動向もわかれれば教えてください。まだまだわからなかつたらば、数字が出なかつたらいいんですが、ちょっと情報として入れておきたいと思いますので、5点ぐらい数字的な面を教えてください。よろしくお願ひします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） ちょっと書類をひっくり返しながらですので、時間がかかるかもしれません、ご勘弁いただきたいと思います。

まず高齢化率につきましては、昨年の3月31日現在の高齢化率が今公表されている高齢化率でございます。本町については、35.6%でございます。

それから、あと現在行われている調査というのが、多分封書で各家庭何件かの抽出でしたので、回っているものかと思うんですけども、こちらについては実は来年度3年に1回なんですけれども、介護保険事業計画が改定されることになります。来年度改定作業があるんですけども、これに向けてのニーズ調査というものをやらせていただいております。そのニーズ調査をもとにして、来年度令和3年度から以降の介護サービス料というのを想定いたします。その介護サービス料に基づいて、そうしますと全体の介護に係るお金が出ますので、それを必要な計算をして保険料を設定するという作業が来年行われます。ですので、一番最

後にございました介護保険料のところとリンクするんですけれども、来年度令和2年度については介護保険料は今年度と変わりはございません。いわゆる標準の方の介護保険料月額が6,000円ということになります。ただ、令和3年度からは改定された介護保険料が適用されるということになります。来年は、その計算作業があるということになります。

それから、ケアマネジャー数が現在11名です。ケアマネジャーというのは、いわゆるケアマネジャーの事業所でケアプランをつくっている方が11名です。ケアマネジャーの有資格者というのは、もっとおられます。ただ申しわけございません、その各施設の分も含めて有資格者の数まではちょっと把握してございませんでした。そちらについては、できればご容赦いただければと思います。

あと、ケアプランのたしか料金ということで、お尋ねがあったと思います。ケアプランについては、現在は自己負担なしで作成されております。いわゆるただというと語弊があるんですけども、ケアプラン自体の作成者に対する保険給付は介護保険からされておりますので、ケアマネジャーがケアプランをつくることによってそのケアマネジャーの事業所に対して保険給付があります。ただし、個々人からはその何割負担というのは、今のところはゼロ割だということになります。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） この介護保険制度、高齢者をもっている私にもすごい手助けになってもらっています。施設のケアマネジャーが来て状況を確認し、また職員が今の家族、高齢者になった部分の健康管理この辺もしてくれるので、この辺は充実していいんですけども、しかししながら今高齢化が進んでいて昨年の3月で35.6ですか、それが今後確かに保健福祉課の活動でどんどん高齢者がふえていくというような状況になっていったときに介護保険料、その辺も町としては上げざるを得ないかなと思うんですけども。やっぱり高齢化率を下げるのには、どうしても高齢者と若い人たちのバランスが高齢化率を下げるということにつながると思うので、先ほど税務課長も言っていましたけれども、200人の人数が減って100世帯が少なくなっている、そういう現実がこの介護保険のほうにも影響してくるのかなと私は思うんです。だから、その辺も影響的な面があるのか。

あと国からの出資金がありまして、あと県のほうの出資金もあるんですが、国からの補助金が2.6億円あって、そしてまたそのほかに1.3億円あって、あと県の支出金として2億円ぐらいあるんですが、その出資金というのはどういった形で決まっていくのか。そして、今人数減ったことによって、県と国の出資金も減っていくのか。その辺、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 1点目と2点目、ちょっと関連していますので、トータル的にお答えさせていただきたいと思います。

まず介護保険の保険料自体は、全体のかかる経費をそれぞれが分担して担うことで決まってまいります。大きく言いますと、全体の半分は保険料になります。残り半分が公費。まずこの保険料の部分については、40歳から64歳までの方が担う分と65歳以上の方が担う分があります。これは、全体の構成比で決まります。それは全体の国レベルで見ますので、今だとやや64歳以上の方がまだ多い状態です。大体60%は切っていたと思われますけれども、対比で6・4は切って5に近くなってきておりますけれども、ややそういう感じです。ただ、本町に関して言えば逆転しております、人数的には。ただ、保険料のカウントとしては全国ベースでいきますので、全国の割合で決められた部分で負担するということになります。

ですから、1点目のお話ありましたけれども、若年層が減れば当然そのバランスが崩れていますので、若年層が減ってご高齢の方がそのままだとすれば、割合的には6・4が5・5になりというふうな形で進んでいくて、最終的にはその部分の負担というのがどうしてもふえざるを得ないことになるのかなということです。

それから残りの公費の分、公費の分については残り半分残っていますけれども、その半分のうちの半分、全体でいえば25%は国費です。さらに残り25%残っていますけれども、それも県と町が半分ずつですので、全体を100%にして率でいいますと国は25%、県が12.5%、町が12.5%、今保険料部分がまだ27%近くが2号被保険者40から64歳、23%くらいが1号被保険者65歳以上、こういった構成で保険料構成が今されているという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私に関しては、今の数字的な面なかなかもっともっと突き詰めていかないと、理解に苦しむところが多々あるんですけれども、ただ高齢者を抱える家族にとっては介護保険料とかできるだけ負担が少なくなるほうが、家庭にとっても今後の生活を考えた場合楽になるので、その辺が多く自分で出す分と、あと国とか県とか町とか、そういった形でもって今補填されているというような形の意味合いだと思うんですけども、ただ高齢化率が上がることによってこの額っていうのは、逆にふえていくのかなと。そして若い人たち、あと中堅クラスの人たちがうまいぐあいの均等になったときには、ある程度全国から見ても介護保険料が低くなるのかなというような感じの法則っていうか、そういうのがあるのかなと思いました。人口のバランスをとっていくためには、やっぱり移住人口とかその辺を拡大

していかないかなと思います。

あと、ケアプランを私の家でもいろいろ母親が世話になって、今おやじが世話になってというような形でやっているんですけども、親身に施設の人たちがいろいろ入ってくれています。しかしながら、その個人事業所も仕事ということで考えますので、なかなか経営がどうしても一番に来るのかなというようなイメージを私は持っています。そういう中で、町からのそういう介護とかその辺の指導に来てくれることというのは、やっぱり高齢者はうれしいことなので、その辺が今令和3年から介護料の計算のもとにする部分を今調べているということなんですが、本当にやっぱりそういったものは、年に1回とか年2回とかできれば町のほうでも、保健福祉課は大変なんでしょうが、その辺の常日ごろから調べるということも私は必要なのかなと思います、改定時期だからということじゃなくて。

だから、そういう面も何とか町のほうには頑張っていただきたいと思います。終わります。

○議長（三浦清人君） 7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 大変具体的な説明いただきいて、わかりました。ありがとうございます。

ただ1点お伺いしたいのは、今後このケアプラン作成に当たりまして、報道によりますと一部負担が出てくるのかなという思いがしますけれども、その辺情報としてどこまでケアプラン作成について情報が入っているのか、その辺をお伺いいたします。

それから、いつも私言うんですけれども在宅で暮らす人、介護保険から抜けてというか該当にならない在宅で暮らす人たちのサービスということで、常々おむつ現在は非課税世帯にだけという町独自の施策がありますけれども、その辺国では「在宅で」という割には何の手立てないので、町としてその辺のフォローアップをどのように考えているのか、在宅で暮らす人も多くなってきております。そのことをどう考えているのか、取り組みしていくのか、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） まず1点目、ケアプランの一部負担の動向ということで、確かにいろいろな今般の次期介護保険の制度設計に向けた議論の中で、ケアプランの一部負担の導入という議論があったということは、私も承知しております。ただ今回の改定では、その辺は全て今後の検討ということで見送りになったというふうに理解しておりますので、少なくとも来年度の部分についてそれが導入されるというものではないというふうに思っております。ただ、そこは見送りということで、今後議論しないということではないというふうに、いろいろな情報をみるとそうなっておりますので、また何かの時点でそういったものも議論

されることにはなるのかもしれません。ただ、今のところはそういうふうに受け取っておりまます。

それから、おむつ給付につきましては従前もご指摘をいただいたところでございまして、ただなかなかお答えも従前と変わったことが申し上げられるというものではないんですが、現在介護保険の会計の中でおむつ給付をやっております。介護保険の中ということですので、結果としては先ほど申し上げました介護保険については全体の割合の中でやっておりますので、そこに対してどこかを極端に抜き出してということはなかなか難しいというふうに思っております。

ですので、ある一定の皆さんに、介護保険料を納めていただける方、それから町負担分があるということで納税者の方々にご理解いただける範囲の中で給付ということになれば、ある一定の所得制限というのはやむを得ないものなのかなというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） これは、保健福祉課長にとっても施策の部分なので、「やります」「やれない」というようなことは言わないので、今後在宅生活の人たちが多くなるにつれて、施策として町長はどのようなお考えでありますかね。このおむつ支給の関係、高齢者のおむつ支給、今非課税世帯になっていますけれども、今後の施策の中に取り入れていく気持ちがあるかどうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） 見解とすれば、保健福祉課長が答弁したとおりでございます。それぞれの在宅でお住まいになっている高齢者の方々のそういったおむつの部分につきましては、そういう必要性ということについては多分あるんだろうというふうに思いますが、いずれこちらのほうとしても制度等を含めて検討せざるを得ない問題だろうというふうに思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

それでは、これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第32号 令和元年度南三陸町市場事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（三浦清人君） 日程第6、議案第32号令和元年度南三陸町市場事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第32号令和元年度南三陸町市場事業特別会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、令和元年度における市場事業の実績に基づき、歳入歳出それぞれについて整理するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） それでは、議案第32号令和元年度南三陸町市場事業特別会計補正予算（第1号）についての細部説明をさせていただきます。

補正予算書の112ページ、113ページをお開き願います。事項別明細書になっております。

内容につきましては、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ197万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,402万9,000円とするものでございます。

その詳細につきましては、114ページ歳入につきましては、1款1項1目卸売市場使用料につきましては、市場水揚げの減少により100万円を減額しております。それに伴います5款2項1目の雑入において岸壁使用料を減額したところでございます。

次に、115ページ歳出の主なものにつきましては、1款1項1目市場管理費におきまして、海水井戸水質検査委託料を減額しております。これにつきましては、一般会計の塩水取水施設と同じ業者となったことから、一般会計とあわせて検査を行うことによりまして人件費の削減が図られたことによるものでございます。

スラリーアイスの保守点検委託料につきましては、年1回の委託業務でございましたけれども、実績において50万円の減額となったところでございます。

以上、それぞれ事業実績見込みに伴う金額を、予備費において調整をいたしたところでございます。

以上細部説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。9番今野雄紀君。

○ 9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず第1点目なんですかけれども、先ほど課長説明あった水揚げ減少の要因、簡単にでよろしいので伺いたいと思います。

あともう1点は、さきの議案第12号で条例改正なりました。そこで、宮城県知事の許可から認定制ということで変わったことによって、当市場の仲買の方がふえる要因というか、参入しやすくなったのかどうなのか、その点確認させていただきたいと思います。

あともう1点だけ、113ページ予備費なんですかけれども、この残が少なくなったんですけれども、この件に関して大丈夫なのか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 減額の主な要因ということにつきましては、やはり今年度サケの水揚げが減ったというところでございます。ちなみにですけれども、水揚数量につきましては昨年度が6,679トンに対しまして、今年度3,646トン、前年対比で54.6%でございます。約3,000トンの減少というふうなところで、それに伴いまして1月末での市場全体の水揚金額が11億9,200万円というふうなところでございます。

済みません、それでこの間議案におきまして市場条例が改正されましたけれども、その際もお話ししましたけれども市場につきましては各市場において、その市場のルールにおいて運営のほう任されておりますので、そこはこの市場法が改正されたからといって当町の市場事業が、例えば仲買人が特に参入しやすくなかったかと言われると、直接は関係ないんですけれども、ただ時代の流れはそのような参入しやすくなったり、流通コストですか、あとはそういうといったらもろもろの企業参入というのができやすくなっている状況には間違いないというふうに考えております。

あと、予備費につきましては財源調整ですので、ここは例えば現状では今少なくなっているようには見えますけれども、繰入金等でそこは調整をするというふうなところでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○ 9番（今野雄紀君） 今課長の説明で、水揚げが少なかったというそういう答弁でしたので、その部分わかったんですけれども。そこで、1月現在で約11億円の水揚げ、それで仲買いに關してなんですかけれども、参入しやすい動向というよりも市場独自のルールというか、その中で運営しているということなんですかとも、伺いたいのは昨今、最近というか近年、何年先でもいいんですけれども、仲買人さんの動向というかふえた例があるのか、それとも減っている例があるのか、おわかりでしたら伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 現在、仲買人が34名です。ここ二、三年でたしか2名ほど、私が記憶している限りではふえていると思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 2名ぐらいふえたということなんですかけれども、そこで最後伺いたいのは、今回こういった市場の水揚げ減少ということなんですが、そこでとれている魚が少ないのか、もしくはうちらほうでとれてよその市場のほうに持っていくという例も多分あると思います。そこで、今回こういった仲買いの方がふえていくことによって、なるべくというかうちらほうの市場に揚がるような、そういった取り組みというかそういうことも必要だと思います。そのことによって、いろいろ漁船の誘致もしやすくなるんじやないかと思いますので、その辺のところを最後伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 仲買人に関しましては、町としても市場・漁協に対して活性化ということの中で、今般当初予算のほうで計上しておりますけれども、漁船誘致対策に力を今年度入れるというふうなことの中で、具体にはサンマ船の誘致を図ろうというふうに計画をしております。ただこれに関しては、揚がるかどうか量によりますので、そこはちょっと難しい面もあるんですけれども、役場だけではなくて当然漁協の力も必要となつてまいりますので、そこは協力しながら市場活性化に向けた努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 大変市場運営は、困難をきわめているのかなというふうな感じでございますが、これまで検討は続けてきたんだろうと思いますが、今後の運営者の動向といいますか状況といいますか、その辺はどのような状態になつていますかね。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 以前から、高橋議員にこの件についてご質問いただいたいて、町としても検討しなければいけない事案だということでお話しさせていただいておりますが、先般も県漁連のほうからもおいでになりましたし、それから地元の漁協の皆さん方にもおいでをいただいて、改めて意見交換をさせていただいたいて、高橋議員が思っているような内容についていろいろお話し合いをさせていただきました。

ただ、簡単に「わかりました」という問題ではございませんので、新年度1年間時間をかけ

て専門家に依頼をしながら検討して、1年後ぐらいに結果をご報告したいというふうに思つております。いずれことし1年間は、そういういた検討の年にしたいとういふうに考えております。

○議長（三浦清人君）　高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君）　ことし1年、結局2020年度ということですか、いい答えが出るよう、ひとついい検討、中身の濃い検討をしていただければと思います。

○議長（三浦清人君）　ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君）　なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7　議案第33号　令和元年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算  
(第1号)

○議長（三浦清人君）　日程第7、議案第33号令和元年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤　仁君）　ただいま上程されました議案第33号令和元年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、歳入においては繰越金、分担金及び負担金を、歳出においては漁業集落事業費及び予備費をそれぞれ計上するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君）　担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君）　議案第33号令和元年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について細部説明させていただきます。

補正予算書121ページ、122ページをお開き願います。歳入歳出事項別明細書の総括をごらんください。

今補正は、歳入歳出の総額をそれぞれ463万5,000円増額し、それぞれ2,073万5,000円とするものであります。

123ページをお開き願います。

歳入歳出の補正の内容についてご説明申し上げます。

歳入、4款1項1目繰越金447万8,000円の増額は、平成30年度決算による繰越金の増によるものであります。

6款1項1目漁業集落排水処理事業分担金の15万7,000円の増額は、新規接続1件分の負担金です。

次に、124ページの歳出、1款1項1目漁業集落排水処理管理費の1万円の減は、メーター交換に要する手数料を見込みましたが、今年度は実施がないことから減額するものです。2目漁業集落排水事業基金費の1,000円の増額は、利子分の積立金の追加です。

3款予備費は、歳入の補正額から歳出の漁業集落排水事業費の補正額を引いた額を増額するものであります。

以上で細部説明を終わります。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第34号 令和元年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（三浦清人君） 日程第8、議案第34号令和元年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第34号令和元年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、歳入においては分担金及び負担金、繰入金等を、歳出においては下水道総務費及び下水道事業費をそれぞれ計上するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） 議案第34号令和元年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について細部説明させていただきます。

補正予算書130ページ、131ページをお開き願います。歳入歳出事項別明細書の総括をごらんください。

今補正は、歳入歳出それぞれの総額から3,734万4,000円を減額し、それぞれ2億878万9,000円とするものであります。

132ページをお開き願います。歳入歳出の補正の内容についてご説明申し上げます。

歳入1款1項1目下水道事業分担金19万7,000円の減額は、分担金が新たに発生する新規接続数が見込みを下回ったことから、減額するものであります。

3款1項1目下水道事業国庫補助金3万6,000円の減額は、補助対象事業となる機械装置更新事業の実績が確定したことによる減額であります。

5款1項1目一般会計繰入金の4,508万円の減額は、歳出の下水道施設管理費の工事請負費などが減額になったことにより減額するものであります。

7款2項1目雑入の796万9,000円の増額は、国道災害復旧工事の補償として下水道管移設工事の設計費用544万2,000円、消費税の更正申告により還付があったため252万7,000円を増額するものであります。

次に歳出、1款1項1目下水道総務管理費の132万3,000円の増額は、公課費が消費税の中間申告納付金が不足するなどにより増額するものであります。2目公共下水道基金費の1,000円の増額は、利子分の積立金の追加です。

2款1項1目特定環境保全公共下水道施設管理費の3,766万7,000円の減額は、伊里前地区的国道災害復旧工事に伴う下水道管の移設工事が年度内中に実施できることとなったことから減額するものであります。同じく2目公共下水道施設管理費の100万円の減額は、志津川地区の下水道管撤去工事が他事業の実施となったことから減額するものであります。

4款1項1目予備費は、歳出の調整のため1,000円減額するものであります。

以上で、細部説明を終わります。

○議長（三浦清人君） 担当課長によります細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。1点だけお伺いいたします。

132ページの諸収入で、消費税還付金が252万7,000円出ております。歳出で27節の公課費で137万2,000円の消費税の増がありますけれども、この還付というのはどういうわけでなったのか。最初は予定で消費税を出していて、実績で還付になったものなのか、この辺もう少し詳細にお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） 還付金の252万7,000円につきましては、平成26年度分の消費税の確定申告分約933万円に対して、更生申請をいたしまして683万円となり、その差の分が還付となったというものでありますて、逆に歳出のほうでの消費税分につきましては、今年度確定申告して中間申告で納付する分が1回分不足となったということで、今回追加するというものです。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうすると、平成26年度分が今回還付になって入ってきたと。そうすると、来年も平成27年の分が入ってくる可能性としてはあるんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） 下水道会計につきましては、これまで免税事業者扱いとなつたということで、今年度平成30年度分の確定申告が久々に発生したというところになりますて、この26年度分が一番最後の直近の申告納付だというところになります。ですので、27年度以降は消費税は納めておりませんので、それによる還付もないというところになります。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三浦清人君）　日程第9、議案第35号令和元年度南三陸町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤　仁君）　ただいま上程されました議案第35号令和元年度南三陸町水道事業会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、収益的収支において、営業外収益のうち他会計補助金、長期前受金戻入、営業費用のうち、減価償却費をそれぞれ増額補正するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君）　担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君）　議案第35号令和元年度南三陸町水道事業会計補正予算（第3号）について細部説明させていただきます。

補正予算書136ページをお開き願います。

水道事業会計補正予算実施計画書をごらんください。

今補正は、収益的収入及び支出において水道事業収益を2,430万円増額し、予定総額を6億7,285万1,000円とし、水道事業費用を405万円増額し、予定総額6億4,815万4,000円とするものであります。

138ページをお開き願います。

収入・支出の補正の内容についてご説明申し上げます。

上段の収入をごらんください。1款2項3目他会計補助金250万円の増額は、給水装置設置費補助事業に係る一般会計の補助金について、補助交付見込みを増額するものであります。

4目長期前受金戻入の2,180万円の増額は、減価償却費を精査した結果戻し入れしなければならない額が予定額より多くなったため、増額計上したものであります。

次に支出ですが、1款1項4目減価償却費の405万円の増額は、建設仮勘定から固定資産の組みかえを精査した結果費用が不足したため、増額するものであります。

以上で細部説明を終わります。

○議長（三浦清人君）　担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明6日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

ご苦労さまでした。

午後3時09分 延会